

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成24年2月17日（金）午後3時

第2 場所

岡山家庭裁判所特別会議室

第3 出席委員

1 委員（五十音順）

小川育央委員，吉良澄子委員，佐藤由美子委員，瀬戸啓子委員，田野洋一郎委員，曳野富士夫委員，広岡尚弥委員，藤田健三委員，松下浩明委員，水田美由紀委員，水野洋子委員，山下裕之委員

2 説明者

渡邊美恵子首席書記官

佐藤文俊次席家裁調査官

大杉文子次席家裁調査官

池上郁夫訟廷管理官

室城隆之主任家裁調査官

石川光生主任書記官

3 オブザーバー

劔持誠事務局長

柳沢恒夫首席家裁調査官

第4 議事の要旨

1 開会

2 新任委員の紹介

3 意見交換

「遺産分割と家庭裁判所の役割」をテーマに意見交換を行った（発言要旨は別紙のとおり）。

4 説明

「岡山家庭裁判所における少年の保護的措置」をテーマに裁判所から説明を行った。

5 今後の意見交換事項（テーマ）の決定，次回の期日の決定

次回の開催日時は，平成24年6月27日（水）午後3時とする。

「岡山家庭裁判所における少年の保護的措置」をテーマに意見交換を行う。

(別紙)

意見交換における発言要旨

(◎委員長，○委員（委員長を除く。），△説明者)

1 議事録の取扱いについて

- （冒頭，所長（副委員長）が，前々回と前回の議事概要について，あらかじめ各委員の意見を聴取せずに掲載したことについてお詫びの報告等を行ったことに対して）

ただ今丁寧な報告等があったが，先般お送りいただいた2通の議事概要を拝見すると，運営にかかわる部分の記録が記載されていない。こうした記録についても，残す必要があるのではないか。委員長選出の件など，当初の議事概要には掲載されているが，最近のものにはそうした記録がない。御検討いただきたい。

今日こういう発言をしたこと自体，今日の議事概要に掲載されないのか。

- 委員長と相談して対応したい。

2 遺産分割調停等の進行に沿った意見交換（続き）

(1) 報告，補足説明

- △ 裁判所から，前回の意見交換に関連して，次のとおり報告と補足説明があった。

リーフレット「家事事件のしおり」の送付先として，税理士会及び司法書士会を加えてはどうかなどの貴重な御提言をいただいた。御提言を受けて，前回委員会の翌週11月29日（火）に岡山県司法書士会長，中国税理士会岡山県支部連合会長に直接お持ちして，御活用いただくこととした。なお，本日の資料であるパンフレット「家庭裁判所のあらまし」についても，同様の取扱いをした。

- 遺産分割調停の申立書式について，当庁オリジナルのものを平成23年12月から使用するとともに，弁護士会との定期的な意見交換の機会に諮り，御意見を頂戴する予定である。

- △ 家事調停委員に対する研修制度については，3種類の研修があり，①本庁及び管内のすべ

ての調停委員を対象とする，最高裁判所からの指示に基づく研究会，②本庁及び管内のすべての調停委員を対象とする，岡山家裁と岡山家事調停協会共催の調停セミナー，そして，③本庁及び管内のそれぞれで随時開催される自主勉強会などである。

○ 今説明のあった研修には，大体どの程度の人数の参加者がいるのか。

△ セミナーについては百名弱の方が，本庁及び管内支部，出張所から参加されている。

○ 自主勉強会については，その折々で多少異なるが，今回はこういうテーマに基づいて勉強会をするということで，自主的に参加者を募って，6人から8人ぐらいのグループで勉強会を行っている。そして，ただ単に勉強するだけではなく，その成果をセミナーで発表するというも行っている。

○ そういった勉強会に日当等は出るのか。

○ 出ない。

○ ボランティアという感じなのか。

△ 3種類の研修のうちの1つ目のものは日当等が支給されるが，最も活発に活動されている，毎月行われている調停セミナーは全くの手弁当である。自主勉強会も手弁当で，皆さん，積極的に参加していただいている。

○ 支部，遠方から来られる方は本当に大変だと思うが，皆さん熱心に参加されている。

(2) 家庭裁判所調査官の関与について

○ 家庭裁判所には，家裁調査官（以下「調査官」と表記）という職種がある。調査官は，すべての調停事件に関与するわけではないが，調停がうまく進行しない場合に，調査命令を受けて調査を行うといった仕事をしている。

平成23年の1月から12月までの1年間の，本庁の遺産分割調停事件において調査命令が出た件数は69件であった。その69件の内訳は，期日出席命令が41件，その他の，調査官の調査活動に関する命令が28件であり，更に，その28件の内訳は，意向調査命令18件，出頭勧告命令5件，部分調査命令4件，調整命令1件である。

調査官が調停期日に出席するという期日出席命令は，調査の結果を調停期日において当事者の方に説明したり，当事者間の調整を行うために，調査官が調停期日に出席するためのもの

のである。

18件の意向調査は、遠隔地の方、御病気のある方、あるいは御高齢である方といった、裁判所に来て調停に出席することが難しい当事者の方の意向を調査する必要がある場合に、調査官が御自宅に出向いて意向を調査するというものである。

また、調停に来ていらっしゃっていても、感情的であったり、御自分の意向を十分に整理して主張できない、あるいは主張の内容が複雑であるような場合に、調査官が調停の期日とは別のところで時間をかけて御意向を伺うこともある。そうしたことも意向調査で行っている。

5件の出頭勧告というのは、理由がないまま出席されない当事者に対して、出頭を働きかけてその確保を図ることである。

4件の部分調査というのは、例えば、遺産の形成に、ある当事者の方が寄与している、その当事者の方の働きによって遺産が膨らんでいるといった「寄与分」に関する事情のような、ある限定された、部分的な事柄について調査することである。裏付けとなる資料の提出を求めながらお話をお伺いして、その内容を調査報告書としてまとめている。

1件の調整命令というのは、何人かの当事者の間で拒否的であったり感情的な対立が激しく、調停の円滑な進行が難しい場合などに、当事者の方の気持ちを受けとめながら、当事者が主張の整理をしたり、現実的な紛争解決の手だてを考えていただけるように調査官が手助けを行う作業を命じることである。

例えば、預貯金の有無とか、被相続人がお亡くなりになった時点での金額、といった遺産の内容についての調査を調査官が行うことは、現在はほとんどない。これらについては、基本的には当事者の方が資料を御自身で用意され、裁判所に提出をされることが基本であり、何らかの事情によって難しいときには、裁判所が職権で銀行等に嘱託をして調査することもある。

いずれにしても、調査官が関わることはほとんどない。

○ そうした「命令」が、どのような組織の、誰から出るのか。

△ 命令を出すかどうかは、担当裁判官と、そして複数の調停委員によって構成される調停委

員会が検討するものの、実際に命令を出すのは裁判官である。

○ 調査官は何人いるのか。

△ 本庁の家事事件を担当する調査官は10人である。

○ 期日出席の際、調査官は実際に何をしているのか、それから、裁判官は、どういう事件に命令を出しているのか。

△ 遺産分割事件においては、最初の調停期日から調査官が出席することはほとんどない。その多くは、手続の途中で調停委員会から呼ばれ、関与している。あとは、調査の結果を次の調停の期日に出席して、当事者の方に説明したり、それをもとに具体的にこの遺産分割をどういうふうにしていくのかということについて当事者の方がいろいろな御意見を出されるので、調査官としての意見を述べるといったこともしている。

○ 命令を出す場合と、どういう場合に期日出席を命じるかということであるが、まず、命令を出す場合には、例えば、寄与分の主張で、当事者がうまく自分の言いたいことを言えない、自分はこれだけ寄与した、貢献したという結論はおっしゃるが、どういう内容なのか、長い年月の話になったりもするので、それをうまく整理できない場合に、意向調査あるいは部分調査という形で、主張整理のために命令を出すことがある。

そういうものが必要になるかどうかということについては、調停の経過を見ながら判断していく。自分で整理して書面を出すことができるか、要領をまとめて調停の席で話すことができるかどうかというのは、調停の期日を何回か行った上でしか分からないので、そういう事態になったときに、調停委員と裁判官が協議して、必要性があると認めたときに、調査官にまず調停期日に入ってもらい、少し当事者の様子とか話を聞いてもらった上で、別の日に調査期日を設けて、調査官は調査を行う、そして、次の調停の期日のときに調査結果を報告してもらい、今度は反対の当事者に、反論があるのか、あるいは認めるのか、認めるならどこまで認めるのかということで話を進めていく。そのために期日出席ということで、調査をした調査官がじかに説明する。このような流れが多い。

(3) 調停委員会からの調停案の提示について

○ 2点ある。

1つは、調停案を出すタイミングが大事だということである。あまり遅いと、迅速な解決にならないどころか、紛争がかえって激化するおそれがある。かといって早ければいいかという、早過ぎる場合は、自分の言い分をきちんと聞いてもらっていないのではないかという別の疑問を持たれる可能性がある。適切なタイミングでの提示が大切である。

もう1つは、遺産分割の場合、調停で話し合いがまとまらなかった場合、審判という、裁判所が判断する手続に自動的に移行することになっている。審判では、できることとできないことがあるので、調停案を提示するときに、内容によっては、審判では扱えないものもある、話し合いであるからこそ、こういう調停案になるということを明確にしている。

○ 当事者間で話し合いを行うということと、調停委員会（裁判所）から調停案を提示するというのは、ある意味、両立しないものがあると思う。調停案を提示するということになる、全体を見て、この辺りが折り合いどころではないかといった、調停委員会からの指導とか示唆のような場合もあると思う。そのあたりの見きわめをどのように工夫されているのか、お伺いしたい。それから、先ほど審判でできること、できないことの説明があったが、例を挙げていただき、1号委員の方々に分かるような説明をお願いしたい。

○ 例えばの話になるが、寄与分、自分はこれだけ寄与した、遺産として残っている財産形成にこれだけ寄与、貢献したという主張を、ある当事者がしている場合がある。一方、他の当事者が、亡くなった方が生前その人にお金等をあげているという特別受益という主張をされる場合がある。100万円の寄与、貢献をしたと言っているけれども、生前100万円の財産をもらっていたという事実が出てきた場合に、相殺して差し引きゼロというような提案をすることがある。

それから、よく遺産分割で争いになるのが、遺産そのものではないが、葬儀費用とか固定資産税といった税金、こういうものを負担しているから考慮してほしいという主張が、調停の中でままある。亡くなられてから時間が経っていると、その間税金をだれかが納めているわけで、それを考慮してほしいという主張である。本来であれば、このような税金は相続人全員がその相続割合に従って負担すべきものなので、調停では取り上げるが、審判の対象ではないので、審判になると原則として取り上げない。

- 預貯金だけの場合、原則としては、これはそもそも遺産分割の対象ではないという話になり、相続人全員が、いやこれも遺産である、ここで解決すると承諾されれば調停手続を進めるということをしていると思うが、そういった事例はどのくらいあるか。裁判所が、いや、これは遺産分割の対象ではないということで蹴ることもあろうかと思うが、そういうときにどのような工夫をされているのか、伺いたい。
- 率というのは即答できないが、丁寧に説明している。
- 率という言い方が難しいのであれば、感覚で。
- 預貯金だけの場合、端的にお聞きして、どなたかから嫌と言われれば対応できない。
ただ、そういう経験があるかと言われると、ない。もし委員の方で、なにか御経験があれば、御紹介いただきたい。
- 私の場合、預貯金だけで、手続を進めていたが話がつかなくなったときに、その当時の担当裁判官が、本当はこの話ではないから、話をつかないのならこれで終わりますよというふうに言われたので、理屈はそうだけでも、ここまで一生懸命みんなで議論して、解決してほしいのに、その言い方はないだろうと思ったことがあった。こうしたことは結構よくあることはないか。
- 手続上の限界というものもある。
- 法律に疎い私が聞いていても、調停案の提示のタイミングを非常に大事にされているということがよく分かった。それで、調停を持ち込まれて調停案を提示するまで、どのくらいの期間なのか。
- それはやはり、遺産の中身によるとしか申し上げられない。それと、裁判所に来る前にどれくらい当事者間でお話をされているかということにもよる。というのも、何も協議をしないで、いきなりこういう遺産があるので分割してくださいといった申立てをされることもあり、そういうとき相手方になる方は、遺産があるということも知らないし、突然申し立てがあって、何が争点なのか、何が問題なのか、どうして裁判所に持ち込まれるのかという、そこが分からない、そこでもう怒っている方もいらっしゃる。このようなとき調停案まで持っていくのに、地ならしというか、そこで時間を使ってしまうことがある。

逆にもう紛争になっていて、弁護士さんも入れて話をしていたので争点が明確になっている、そのような場合は2、3回調停をすると、話し合いができそうなのか、むしろ審判になるのか、大体方向性は見えてくる。事案によってかなり違う。

◎ 最長でどのくらいとか。

○ 長いものは、年単位になることもある。あと、当事者の方が岡山市内の方ばかりとは限らない。遠方の方がいらっしゃるどうしても時間がかかってしまう。

○ 私どもの相談で多いのが、これまでも繰り返し話の出た「寄与分」のことである。実際に何十年の間お世話してきたことが、相続となったときには、いわゆる事務的に扱われ、御不満を持つ方が非常に多く、私どものほうではとても解決できないので、お気持ちだけを伺って法律相談に、ということをお勧めするのではあるが、こうした「お世話」が寄与分として幾らかでも認められるものがあるものなのか、それとも実際には非常に難しく、思いだけをお伺いするのが精いっぱいというものなのか、参考までに教えていただきたい。

○ 寄与には幾つかのパターン、今委員がおっしゃった、長年世話をしてきた看護の場合、それから、個人営業のお店をされていて一生懸命手伝った場合などいろいろあるが、その中でも、長年世話をしてきた、介護をしてきたということを強調される方が多い。お世話が大変だったとは思いますが、一方で、人間は年をとっていく、年をとっていくと必然的に身の回りの世話というのが必要になってくる。そうしたことから、寄与として考慮されるかどうかという、そこは事情を伺って、ということをおし上げざるを得ない。

○ お互いの言い分が違う場合に、調停を成功させるポイントを教えていただきたい。

○ 人間関係、家族関係の様々なことを含めて、お互いに話をしっかりしてもらって、その話を調停委員という第三者が聞くこと、そして、その中で、自分自身で考えて解決を図ろうという気持ちを持っていただくことが一番大事だと思う。そして、その気持ちを持っていただくことで、お互いがいろいろなことに気づく、確かに誰々さんが長くお世話をしてくださったとか、そういうことを気づき、自分自身で解決を図っていかうとすることが、手続が終了した後に、その結論に納得してもらうために最も重要ではないかと思う。

(4) 調停条項について

- 調停条項については、調停条項メモに沿って確認するなどして漏れがないように留意している。
- 金融機関での手続上、調停調書に記載があってもなお、印鑑等が必要なことがあるのか。
- 実務的なことでもあり、すぐにはお答えできない。

(5) 調停不成立について

- 調停で解決した方がいいと思われるのに、その合意ができないとき、その原因は何なのかということをお尋ねし、その後の審判手続のことを含めて、様々な説明を行うことがある。
- 調停不成立後、審判が出るまでの期間の傾向を説明いただきたい。
- それほど長くはないと思うが。
- かつては、調停を成立させないと「審判に行っても7年も10年もかかるぞ。」と高圧的に言われることがあった、と聞いている。私自身経験はないが。
- 事案によるというか、調停の中でどれだけ話が煮詰まっているか、ということによるのだと思うが。
- 事案によるというお答えしかできないと思う。その上で、事案によってはどうしても長くかかる合理的な理由があるものもある。逆に言えば、そうした理由のないものについては、時代も変わってきているわけであり、早く出すべきだと思う。
- 世相というか、時流が変わる中で、遺産分割手続の有り様に変化等はあるか。
- 一般的な傾向として、いわゆる高齢化社会ということで、遺産分割の当事者の方がかなり高齢になっているのではないかという印象はある。また、遺産分割は、お金の問題と感情の問題という2つの問題が合体していることに特徴があるが、その感情の問題、こじれというところは、強くなってきているように思う。

3 その他

- この委員会に参加するという貴重な機会を頂戴していることに、改めてお礼を申し上げる。
私は、毎回、職員に、この委員会の内容の報告を行うとともに、職員からも、裁判所に伝えたいことがあればぜひ言ってほしいと伝えている。そうすると、職員からは、この裁判所の建物は、一般の方々、DVであるとか離婚であるとか子どものことで裁判所に来た（来た

い) 方々にとって、まだまだハードルが高いのではないかという話が出ることが多い。

この建物に入ってきた第一印象として、表側から入ると、守衛さんがいらっしゃる。なんともがらんとしている。裏の駐車場から入ると、ちょっと歓談するようなスペースがあったりするが、いずれにしても、まずどこに行っていかが分からない。

1階にある簡易裁判所は、ガラス張りで坐っている方々も見えるので、何となく入りやすいが、離婚手続について話を聞きたい方が、5階に家庭裁判所があることを知り、そこまで行くのに、まだまだハードルが高い。民間企業のように「お迎え」していただかなくてもいいが、1階の表示、離婚とかDVであれば家庭裁判所です、5階です、という表示のひと工夫をしていただければと思う。5階まで来ることができれば、エレベーターを降りると、ガラス張りの受付があり、どなたかがすぐ出て来てくださって対応してくださるので、5階に上がりやすくすることを検討してみただければと思う。

- とても貴重な御意見に感謝申し上げます。どのようなことが必要か、可能か、検討いたしたい。
- ◎ それでは本日はこの辺りとしたいと思う。今日のいろいろなお話を、今後の家庭裁判所の運営の参考にさせていただきたい。